

研究者支援制度



種類	対象	概要	要件	備考
ベビーシッター割引券発行事業	専任教員 (任期付き教員を含む)	公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」利用者の、在宅保育サービス利用料金の一部を助成します。	下記両方に該当する場合： ・0歳～小学校3年生（障がいがある場合は6年生）までの児童の保護者 ・配偶者が就労している、または、病気入院などにより、ベビーシッターサービスを使用しなければ就労が困難な方	1枚2200円/日 1日対象児童1人につき1枚 例：3人きょうだいがすべて対象児童なら1日で3枚使用可能
研究支援員制度	専任教員 (任期付き教員を含む)	研究支援員を配置することにより、研究者が研究時間の確保が難しい妊娠・出産・育児または介護の時期にも研究等の職務を継続し、研究力を向上できるように支援する制度です。	下記いずれかに該当する場合： ・妊娠/出産 ・育児（末子が中学校3年生以下） ・介護	研究支援員の派遣時間： 最大10時間/週



つばさ保育園

問い合わせ先

育児支援・介護支援

法人事務局 法人管理部 人事課 人事グループ
☎ 072-254-9105 (直通)
2213 (内線)

つばさ保育園

法人事務局 法人管理部 人事課 人事グループ
☎ 072-254-9105 (直通)
2090/2113 (内線)
✉ tsubasa-hoiku@ml.osakafu-u.ac.jp

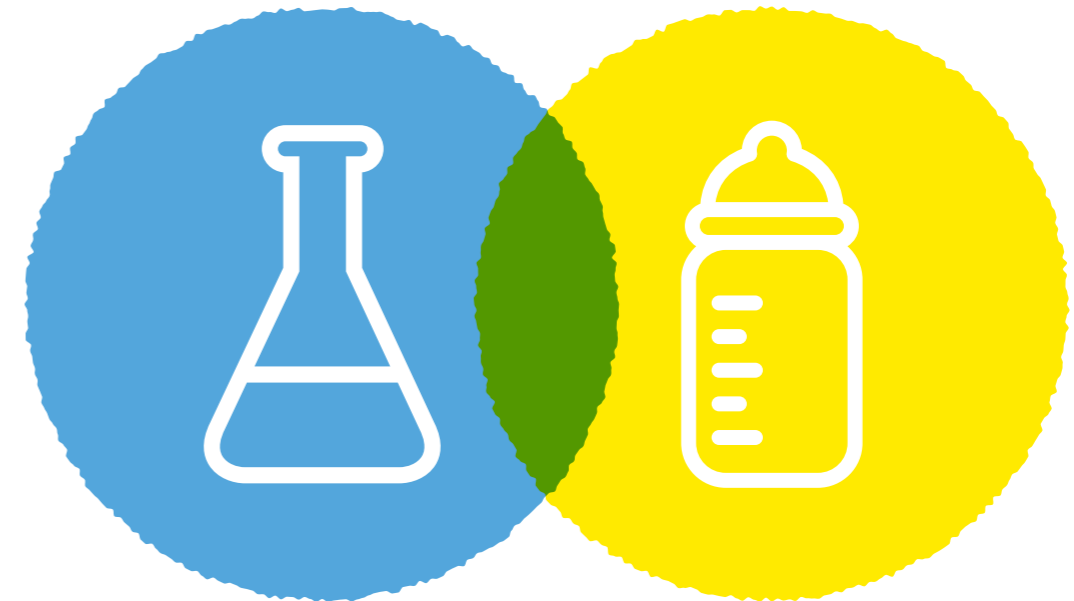
研究者支援

女性研究者支援センター
☎ 072-254-9856 (直通)
5056 (内線)
✉ w-support@ao.osakafu-u.ac.jp
🌐 <http://genki.osakafu-u.ac.jp>

大阪府立大学 育児・介護 両立支援制度案内

常勤教職員対象

2019年発行



本冊子は、育児や介護を抱える教職員の仕事・研究との両立を支援するために大阪府立大学が提供している制度を紹介しています。

利用できる制度と内容等については、雇用形態・条件によって変わります。
給与の扱いや申請時期など、詳細についてはP. 4に記載している各担当部署までお問い合わせください。

大阪府立大学 女性研究者支援センター

〒599-8531 堺市中央区学園町1番1号 中百舌鳥キャンパスB16棟
TEL/FAX: 072-254-9856 (直通) / 5056 (内線)
E-mail: w-support@ao.osakafu-u.ac.jp
URL: <http://genki.osakafu-u.ac.jp/>



大阪府立大学
女性研究者支援プログラム
Program for Women in Research of Osaka Prefecture University

育児支援制度



妊娠

出産

育児

制度名	対象	概要	期間
妊娠障害休暇		妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合に取得できます。	2週間以内で必要と認める期間
妊婦健康診査休暇		妊娠中の保健指導・健康診査を受ける際に取得できます。	・満23週まで………1回/4週 ・満24週～満35週…1回/2週 ・満36週～出産………1回/週 ※各1日の範囲内で取得可
妊婦通勤緩和休暇		通勤途上における交通の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得できます。	母子手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間において、業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間
時間外勤務、深夜勤務および休日勤務の禁止		妊娠中の教職員が請求した場合に適用されます。	妊娠中
妊娠満11週までの流産に係る休暇		妊娠満11週に達するまでの間に流産した場合に取得することができます。	2週間以内で必要と認める期間
流産、早産に係る休暇		出産する場合で流産、早産その他やむを得ない事情により、産前・産後休暇の規定だけでは充分でない場合に取得できます。	産前産後を通じて、16週間を超えない範囲内で必要と認める期間
産前休暇		労働基準法で定められている、出産前に取得できる休暇です。	出産予定日以前8週間のうち必要とする期間（多胎妊娠で8週間では充分でない場合は出産予定日以前16週間）
産前・産後特別休暇		出産する場合で医師の診断書等により、出産予定日以前または出産後に産前・産後休暇と連続して休養が必要と認められる場合に取得できます。	1週間以内で必要と認める期間
妻の出産休暇		出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます（入退院・出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届出をする場合など）。	出産に係る入院等の日から当該出産の日2週間を経過するまでの間において、2日以内で必要と認める日または時間
産後休暇		労働基準法で定められている、出産後に取得できる休暇です。	出産後8週間を経過するまでの期間内で必要とする期間
男性教職員の育児参加休暇		妻が出産する場合であって、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために取得できます。	出産予定日以前8週間から出産後16週間を経過するまでの間において、5日以内で必要と認める日または時間
産婦健康診査休暇		産婦健康診査を受ける際に取得できる休暇です。	出産後1年以内の間に1日の範囲内
育児のための休暇		子の育児のために時間休をとることができます。	子が生後1年6カ月に達するまでの間、1日2回、1の回について30分、他の回について1時間
育児休業		一定の期間に限り、子を養育するために勤務しないことを認める制度です。	子が満3歳に達する日まで
時間外勤務および深夜勤務の禁止		出産後1年以内の職員および3歳未満の子を養育する教職員が請求した場合に適用されます。	—
育児部分休業		育児休業を終了したあと、子を養育するために一定期間内において始業時間の遅延・終業時間の前倒しを認める制度です。	小学校就学前の子について、1日2時間の範囲内（30分単位）
時間外勤務の制限		小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合に適用されます。	—
子の介護のための休暇		中学校就学の始期に達しない子の看護が必要な場合に取得できます。	5日/年（2人以上を養育する教職員の場合は上限10日/年）
家族の健全育成のための休暇		18歳に達した日の属する年度の末日までの子が法定の予防接種、健康診査等をうける場合の介助等のために取得できます。	1日/年

大阪府立大学独自の育児支援制度

制度名	対象	概要	期間	備考
つばさ保育園		教職員等の仕事・研究と育児の両立を支援し、男女共同参画を推進するため、2011年に大阪府立大学が開園した保育園です。	保育日： 月曜日～金曜日 (土日祝、年末年始は休み) 基本保育時間： 8時30分～18時15分 延長保育時間： 8時～8時30分、18時15分～19時	保育対象： 0歳（生後57日） ～小学校就学前の乳幼児 ※病児保育および病後保育は おこなっていません
任期付教員の 出産・育児支援制度		任期付教員の出産・育児支援制度です。産前・産後特別休暇、育児休業を取得した期間に応じて任期を延長できます。	—	—

介護支援制度

種類	対象	要件	対象家族	期間等
介護休暇		対象家族の介護（日常生活を営むのに支障がある家族の介護）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます。	要介護状態にある： 配偶者/父母/子/配偶者の父母 教職員と同居して要介護状態にある： 祖父母/孫/兄弟姉妹 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む	1暦年につき5日以内で必要と認める日または時間 (対象家族が2人以上いる場合は10日以内)
介護休業		要介護状態にある要介護者（負傷、疾病または身体上/精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族）を介護する場合に取得できます。	要介護状態にある： 配偶者/父母/子/配偶者の父母/祖父母/兄弟姉妹/孫 教職員と同居して要介護状態にある： 父母の配偶者/配偶者の父母の配偶者/子の配偶者/配偶者の子 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む ※子…特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含む	180日の期間内で必要な日または時間 ※分割取得可（6回以内）
介護部分休業		対象家族が負傷、疾病または老齢によるリハビリテーションや、通院その他病状の回復のため当該教職員の介助を必要とする場合に利用できます。	配偶者/2親等内の親族/配偶者の父母の配偶者 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む	利用開始の日から3年間の期間内で必要と認められる期間 ※勤務時間の始めまたは終わりに関して、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可（30分単位）
介護欠勤		対象家族が負傷、疾病または老齢によるリハビリテーションや、通院その他病状の回復のため当該教職員の介助を必要とする場合に利用できます。	配偶者/2親等内の親族/配偶者の父母の配偶者 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む	・1暦年について断続的に30回以内 ・1回につき1日または1日以内で必要な時間
介護のための時間外労働の制限		負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある対象家族を介護する教職員が請求した場合に適用されます。	介助を必要とする： 配偶者/父母/子/配偶者の父母/祖父母/兄弟姉妹/孫 教職員と同居して介助を必要とする： 父母の配偶者/配偶者の父母の配偶者/子の配偶者/配偶者の子 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む ※子…特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含む	業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務を命じない
介護のための深夜業の制限		対象家族が負傷、疾病または老齢により介助を必要とする場合で、代役としてその対象家族を介助できる16歳以上の同居家族がいない教職員が、家族を介護するために請求した場合に適用できます。	配偶者/2親等内の親族/配偶者の父母の配偶者/子の配偶者/配偶者の子 ※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む ※子…特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含む	業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）の業務には従事させない